

司法試験委員会の議決について

平成16年4月29日

平成16年度司法試験第二次試験短答式試験の身体障害者等に対する受験特別措置について、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、別添のとおり各委員の意見を問うたところ、全員一致して賛成であるので、別紙のとおり司法試験委員会において議決したものとす。

司法試験委員会

委員長

上谷

清

別 紙

議 決 事 項

受験者に対する受験特別措置の取扱いに関する事項

体幹又は上肢の機能障害が著しい者で、健常者に比し筆記速度が著しく遅い者の試験時間については、30分の延長を認め、試験時間を4時間とする。

なお、受験者が「健常者に比し筆記速度が著しく遅い者」に該当するか否かの具体的な判断については、大臣官房人事課長において、複数の専門家の意見に基づき個別に行うものとする。